

＼ 健保と年金 ／

ほっと便

2024

12

わかやま

写真提供…ハイキング参加者

11月17日(日)健康いきいきハイキング

～大谷古墳へ向かう～

参加されました57名の皆さんありがとうございました！

主な内容

- P2 老齢年金からの「森林環境税」の特別徴収について
- P3 健診から始まる健康づくりサイクルと
特に大切な「健診後の行動」
- P4 令和6年度社会保険協会費・納入のお礼とお願い
// 業務災害補償制度 / いちご狩り /
関西サイクルスポーツセンター特別企画の各ご案内



老齢年金からの「森林環境税」の特別徴収について

森林環境税は市区町村が個人住民税（均等割）と併せて賦課徴収することとなり、老齢年金受給者については、令和6年10月から個人住民税と併せて森林環境税を特別徴収することとなります。

①概要

森林環境税については個人住民税の均等割と同じ方法で賦課徴収されることから令和6年10月以降、個人住民税と森林環境税が合算された額で年金から特別徴収が行われています。

②年金からの特別徴収

(1)対象者

森林環境税の特別徴収の対象となる者は、以下の条件を満たす方です。（個人住民税の対象者と同一）

- 65歳以上で毎年4月定期支払時に老齢年金の支払がある者
- 老齢年金の年金額が年額18万円以上である者
- 年金担保貸付制度を利用していない者



(2)徴収額

年額1,000円

※個人住民税に含まれていた防災施策対応分（1,000円）が令和5年度で廃止されるとともに、令和6年度から森林環境税（1,000円）が新設されるため、森林環境税の創設前後で年金受給者の負担額に変更はありません。

(3)徴収方法

市区町村から提供される個人住民税と森林環境税を合算した額で老齢年金から特別徴収を行います。

(4)開始時期

令和6年度の森林環境税の特別徴収は、令和6年10月支払期から開始されています。

※森林環境税は令和6年10月から開始されるため、年度後半（10月、12月、2月）に全額（1,000円）が徴収されます。

森林環境税徴収時期のイメージ

①特別徴収開始時期

令和6年10月支払分から特別徴収を開始。

※個人住民税の公的年金からの特別徴収は、年度前半（4～8月）に前年度の特別徴収額の1/2を徴収し（仮徴収）、年度後半（10月～翌年2月）に実際の税額との差額を徴収することとされています。森林環境税においても同様に行いますが、令和6年度においては前年度課税分の森林環境税が存在しないことから、経過措置として、令和6年度の森林環境税は令和6年10月から特別徴収が開始され、年度後半に森林環境税の全額（1,000円）が特別徴収されます。

②令和7年度以降の取扱い

令和7年度以降については、年度前半（4～9月）に500円、年度後半（10～翌年2月）に500円を個人住民税と併せて特別徴収されます。

森林環境税の特別徴収開始

半期ごとの特別徴収額※	令和5年度						令和6年度						令和7年度					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
個人住民税（均等割）	2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		1,500円		2,000円		2,000円		2,000円		2,000円	
防災施策対応分（再掲）	(500円)		(500円)		—		—		—		—		—		—		—	
森林環境税	—		—		—		—		1,000円		500円		500円		500円		500円	
合計	2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円	
	前年度税額の1/2を徴収（仮徴収） (5,000÷2)		仮徴収額と税額の差額を徴収（本徴収） (5,000-2,500)		令和6年度以降防災施策対応分はなくなるが、前年度税額の1/2を徴収 (5,000÷2)		仮徴収額と税額の差額を徴収 個人住民税 (4,000-2,500) 森林環境税を徴収 (1,000)		前年度税額の1/2を徴収 個人住民税 (4,000÷2) 森林環境税 (1,000÷2)		仮徴収額と税額の差額を徴収 個人住民税 (4,000-2,000) 森林環境税 (1,000-500)							

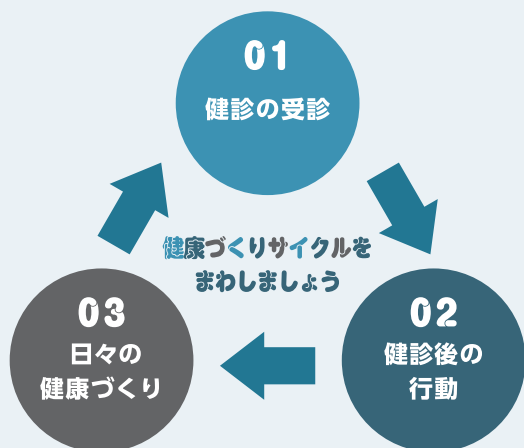
※各支払期ごとに特別徴収される額の合計金額を記載しています。

●お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432

協会けんぽ和歌山支部の加入者・事業主の皆様へ

健診から始まるサイクルで、 3つの「もったいない」をやっていませんか？



01 健診を毎年受けていますか？

協会けんぽ加入者は健診をお得に受けられるのに、受けないのはもったいない

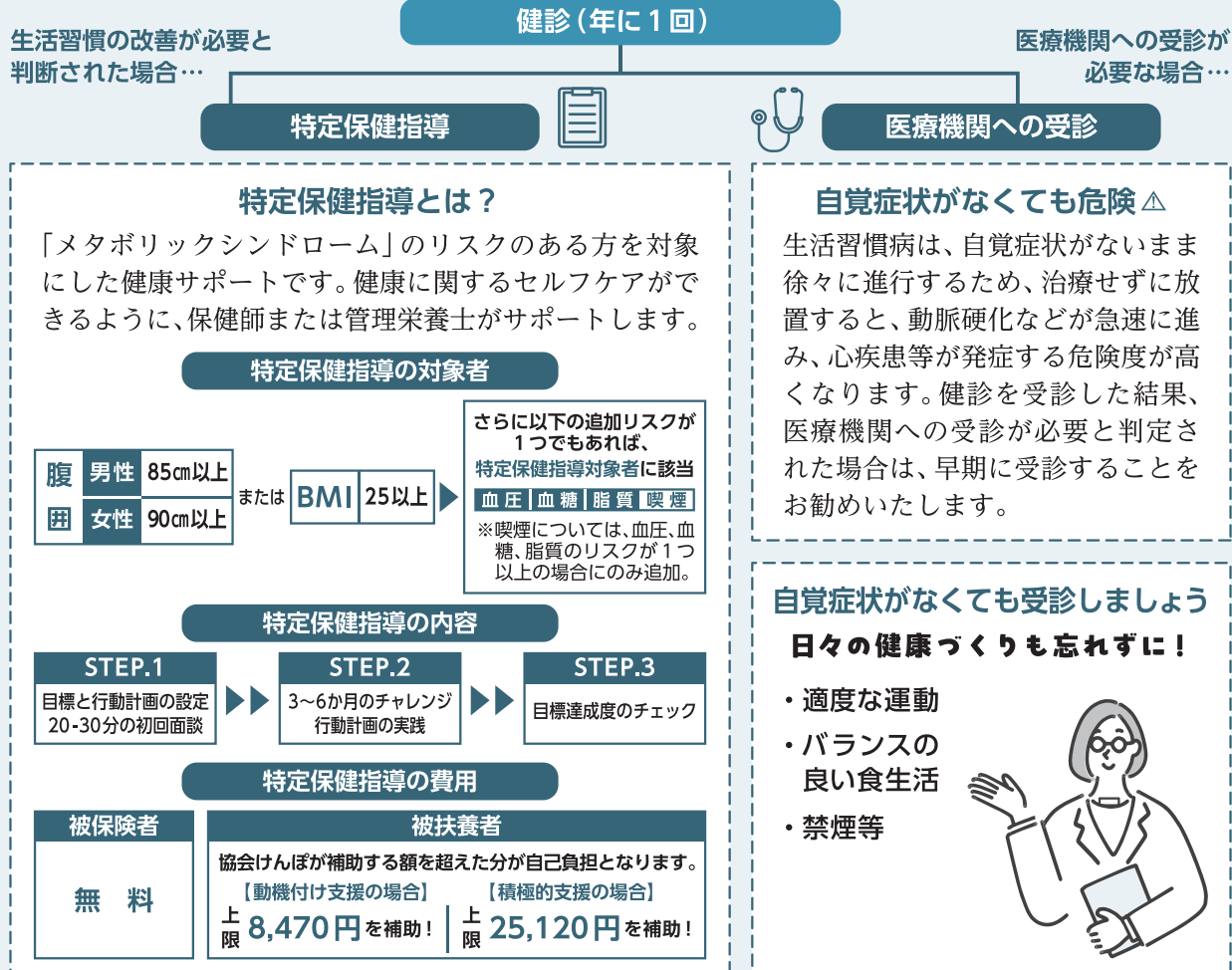
02 健診を受けっぱなしにしていますか？

せっかく健診を受けても、改善につなげなければもったいない

03 日々の健康づくりに取り組んでいますか？

良好な健康状態になっても、それを継続しないのはもったいない

健康づくりサイクルで特に大切な「健診後の行動」



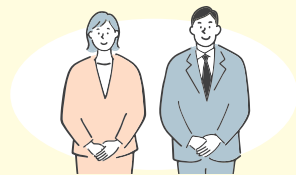
健康づくりサイクルをまわして、元気で健康な暮らしを続けましょう！

令和6年度 社会保険協会費・納入のお礼とお願い

令和6年度社会保険協会費の納入につきまして、多くの会員事業主様にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会は会員事業主様から納めていただいた協会費を唯一の財源としまして、各種事業を運営しております。まだ、納入がお済みでない会員事業主様におかれましては、協会費の年度内(令和7年3月末まで)の納入にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、協会費の振込書が見当たらない場合は、当協会(下記)までご連絡をお願いいたします。



社会保険教室を開催しました!

会員事業所の社会保険事務担当者(経験者)の方を対象に社会保険や労働保険の知識をさらに深めていただくための社会保険教室を県内4会場で開催しました。

4会場共、名手亜紀子社会保険労務士並びに全国健康保険協会和歌山支部の職員の方にご講演をいただきました。講師の方々、参加されました皆様ありがとうございました。

- 9月19日 … 紀の川市打田生涯学習センター(27名)
- 10月2日 … 新宮市丹鶴ホール(18名)
- 10月3日 … 田辺市情報交流センターBig・U(31名)
- 10月7日 … 和歌山ビッグ愛(57名:写真⇒)

※()内は参加者



「業務災害補償制度(経営ダブルアシスト)」(業務災害総合保険) 導入のご案内

全国社会保険協会連合会では、「会員である都道府県社会保険協会の会員の皆様」へのサービスの充実を目的に、全国中小企業団体連合会が運営する「業務災害補償制度」を導入しています。

会員事業所の「経営者・従業員双方の業務災害リスクに対する補償」に、割安な保険料でご加入いただける制度ですので、この機会にご検討ください。

詳細は当協会HPトップページのバナー、又は「お知らせ」からご確認ください。

企業防衛に!
業務災害補償制度
経営ダブルアシスト

最大約
58%割引!!

いちご狩り(2時間食べ放題)のご案内 ~入園料の優待とフルーツ狩り利用補助券の発行~

会員事業所の被保険者とそのご家族を対象に令和7年(1月~5月を予定)も当事業を実施します。必ず、事前に施設へ電話の上、当協会の会員である旨を伝えて予約してください。当日、当協会が発行している「施設利用会員証」を受付へ提示すれば、次の利用料で入園いただけます。

● 場所等 … 紀の川市貴志川町神戸238
貴志川いちご狩り園
TEL: 0736-64-7212(開園期間のみ)

※開園日、閉園日等の詳細は
貴志川いちご狩り園 ▶▶▶▶
HPでご確認ください



● 利用料 … 1割引 大人(中学生以上) 通常2,750円(税込) → 割引後… 2,475円(税込)
小学生及び幼児(3歳以上) 通常1,980円(税込) → 割引後… 1,782円(税込)

★先着100名の方に利用補助券(1,000円 ※1グループ2名以上の入園に限る)を発行します。この利用補助券の有効期間は令和7年の開園日~閉園日迄で上記割引との併用が可能です。お申込み等詳細は当協会HP(補助事業)のフルーツ狩り(いちご)をご覧ください。

特別企画・入場無料
キャンペーン

関西サイクルスポーツセンター《河内長野市天野町1304》 ~和歌山県社会保険協会の会員(被保険者)様とご家族様限定~



入場料(通常)
●おとな(中学生以上) ……………… 1,000円
●こども(3歳以上~小学生以下) ……………… 700円
●シニア(65歳以上 ※要年齢証明書) ……………… 500円

2025年
入場料無料
対象日



駐車場(1日)普通車・軽自動車/1,000円
※施設利用料は別途必要です。詳細はHP料金のご案内をご覧ください。

1月 25日(土)・26日(日) 2月 1日(土)・2日(日)・8日(土)・9日(日)・11日(火祝)
15日(土)・16日(日)・22日(土)・23日(日)・24日(月振) 3月 1日(土)・2日(日)
8日(土)・9日(日)

関西サイクルスポーツセンター 入場無料クーポン コピー利用可 このクーポン券を切り取って、ご来場人数を記入いただき入場ゲートへご提出ください。(本件1枚につき5名様まで有効)
★最終日…2025年3月9日(日)

- ・本クーポン券での団体利用はできません
- ・他のクーポン券及び他のサービスとの併用はできません
- ・本クーポン券で各乗り物のご利用はできません
- ・定休日、営業時間等の詳細はHP営業カレンダーをご覧ください



利用人数: おとな 名様 こども 名様
一般財団法人和歌山県社会保険協会 2025

発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎(073)426-1555 FAX(073)426-1565
・ホームページ <https://www.shahokyokai-wakayama.jp/>
・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます

※社会保険クイズはお休みさせていただきました

